

報 告

| 議案番号 | 議案名 | 概要 |
|--------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報告第12号 | 専決処分の報告について | 津地方裁判所平成26年(ワ)第65号建物明渡等請求事件の訴訟上の和解 |
| 報告第13号 | 専決処分の報告について | 道路管理の瑕疵による損害賠償額の決定 3万4,537円 |
| 報告第14号 | 専決処分の報告について | 交通事故による損害賠償額の決定 3万6,035円 |
| 報告第15号 | 専決処分の報告について | 交通事故による損害賠償額の決定 39万5,106円 |
| 報告第16号 | 専決処分の報告について | 平成25年度環施補継第2号(仮称)津市リサイクルセンター造成工事に係る契約の一部変更 |
| 報告第17号 | 平成25年度津市継続費繰越計算書について | 継続費の逐次繰越 新最終処分場建設事業 131万6,202円 、リサイクルセンター建設事業 716万2,190円 ほか |
| 報告第18号 | 平成25年度津市繰越明許費繰越計算書について | 一般会計20事業 14億5,914万4,488円 、土地区画整理事業特別会計1事業 1,261万8,810円 、下水道事業特別会計4事業 10億6,387万7,000円 の平成26年度への繰越 |
| 報告第19号 | 津市土地開発公社の経営状況について | 平成25年度決算及び平成26年度事業計画 |
| 報告第20号 | 公益財団法人津市社会教育振興会の経営状況について | 平成25年度決算及び平成26年度事業計画 |
| 報告第21号 | 株式会社伊勢湾ヘリポートの経営状況について | 平成25年度決算及び平成26年度事業計画 |
| 報告第22号 | 青山高原保健休養地管理株式会社の経営状況について | 平成25年度決算及び平成26年度事業計画 |
| 報告第23号 | 弾力条項の適用に関する報告について | 平成25年度津市農業共済事業会計における弾力条項の適用 適用額 136万6,000円 |

採択された請願

【全会一致(出席全議員が賛成)で採択された請願】

| 請願番号 | 請願名 |
|-------|-------------------------------|
| 請願第2号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願 |
| 請願第3号 | 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願 |
| 請願第4号 | 安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める請願書 |

継続審査とされた請願

| 請願番号 | 請願名 |
|-------|--------------------------------------------------|
| 請願第1号 | 「地域医療・介護総合確保推進法」によって介護サービスを低下させず、介護サービスの拡充を求める請願 |

意見書を国の関係機関へ提出

今期定例会で可決された次の意見書を国の関係機関へ提出しました。

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書

手話は、音声言語ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で表す、独自の語彙や文法体系をもつ視覚言語である。手話を使う者にとって、健聴者の音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段としてこれまで大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がある。

2006年(平成18年)12月に国連で採択され、日本でも2014年(平成26年)1月に批准、2月に発効した障害者の権利に関する条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者の権利に関する条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年(平成23年)8月に改正された「障害者基本法」第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策の推進が義務付けられた。

このことにより、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚障がいのある子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本市議会は、国会と政府が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚障がいのある子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月23日

津市議会